静岡県告示第59号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年2月7日から起算して15日間、清水漁業協同組合用宗支所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月7日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県静岡市駿河区広野 4 - 4 - 8石川 淳二静岡県静岡市駿河区みずほ 3 - 5 - 15杉山 繁静岡県静岡市駿河区石部23 - 7齊藤 壽士静岡県静岡市駿河区石部 6 - 16田村 富士夫静岡県静岡市駿河区石部 8 - 16齊藤 政和

2 加入区

静岡加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 清水漁業協同組合